

貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約
(申請者・代行業者－静岡商工会議所・日本商工会議所用)

2022年1月18日施行

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、静岡商工会議所が、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」(以下「認証規程」という。)に則り、日本商工会議所(以下「日商」という。)の「貿易関係証明発給システム」(第3条第2項で定義する。以下「本システム」という。)を利用して提供する輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明(以下「貿易関係証明」という。)のオンライン発給等のサービス(第3条第1項で定義する。以下、「本サービス」という。)の利用に関する条件を、静岡商工会議所と日商ならびに申請者および代行業者(第2条第1号および第2号で定義する。)との間で定めるものです。申請者および代行業者は、認証規程および本規約の定めに従って本サービスを利用するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 申請者：静岡商工会議所が行う貿易関係証明の発給を申請する法人(団体)、個人事業者等
- (2) 代行業者：静岡商工会議所が行う貿易関係証明の発給を申請する事務を申請者に代わって行う法人(団体)、個人事業者等
- (3) 利用登録：本サービスのうちリファレンスシステム((10)で定義する。)以外の機能を用いるための登録
- (4) 貿易登録：認証規程に基づき、申請者および代行業者が静岡商工会議所に対して行う登録
- (5) 発給申請：認証規程に基づき、申請者が静岡商工会議所に対して行う、またはその代行業者が申請者に代わって静岡商工会議所に対して行う貿易関係証明の作成および発給の申請
- (6) 管理者 ID：静岡商工会議所が、本サービスを利用する申請者および代行業者に対して発行し、当該申請者または代行業者を識別するために用いる符号
- (7) 署名者：貿易登録に際して申請者が指定する、原産地証明書の輸出者宣誓欄に署名する個人
- (8) ユーザーID：静岡商工会議所が、本サービスを利用する署名者ごとに、申請者に対して発行する、当該署名者を識別するために用いる符号
- (9) サブ ID：申請者が、本サービスを利用する申請者の担当者または代行業者の担当者ごとに付与し、当該申請者の担当者または代行業者の担当者を識別するために用いる符号

- (10) リファレンスシステム：本サービスにより交付済みの貿易関係証明に表示されている、証明書番号、発給年月日等の情報の入力または二次元コードの読み取りにより、交付済みの貿易関係証明を表示するインターネット上の専用サイト
- (11) 申請者等情報：本システムに保存された利用登録、貿易登録、発給申請、管理者 ID、署名者、ユーザーID、サブ ID その他の申請者および代行業者に関するすべての情報

第3条 （本サービスおよび本システムの構成）

- 1 本サービスは、静岡商工会議所が第 2 項に規定する日商から提供される本システムの各機能の一部または全部を選択し、これを利用して提供する貿易関係証明のオンライン発給等のサービスです。
- 2 本システムは、下記の機能から構成されます。
 - (1) 次の者についての貿易登録
 - (i) 申請者
 - (ii) 代行業者
 - (2) 次の証明の発給申請
 - (i) 日本産原産地証明書
 - (ii) 外国産原産地証明書
 - (iii) 各種インボイス証明
 - (iv) サイン証明
 - (3) 申請者・署名者、代行業者管理
 - (4) リファレンスシステム
- 3 申請者および代行業者は、静岡商工会議所の本サービスが、日商から提供される本システムの利用可能な範囲で、その全部または一部の機能を利用して提供されるものであることを理解し、本システムの内容が変更され、または休止もしくは廃止等で本システムの利用が困難となった場合、これに伴い本サービスの内容が変更され、または本サービスが利用できなくなっても、静岡商工会議所が何らの責任も負わないことにつき承諾します。

第4条 （本規約の適用）

- 1 本規約は、申請者および代行業者ならびに、静岡商工会議所と日商との間の本システムおよび本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
- 2 申請者および代行業者は本規約および静岡商工会議所が定める条件にてこれを利用するものとし、申請者は、その署名者およびその担当者、ならびに代行業者に対し、代行業者はその担当者に対し、それぞれ本規約および静岡商工会議所が定める条件を周知し、これに従わせるものとし、これを遵守するものとします。
- 3 本サービスの運用の概要については、別紙 1 のとおりです。別紙 1 は、本規約の一部を構成するものとし、これを遵守するものとします。

第5条 (本規約の変更)

- 1 静岡商工会議所または日商は、申請者および代行業者の事前の承諾を得ることなく、合理的な範囲に限り本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の新利用規約に従うものとします。
- 2 静岡商工会議所または日商は、前項の変更を行う場合は、変更の効力発生日を定めたいえ、14 日以上の予告期間において、変更後の新規約の内容を本システム上に掲示することで申請者および代行業者に通知するものとします。ただし、変更が軽微で申請者および代行業者に特に不利益にならないと静岡商工会議所または日商が判断した場合は、予告しないことがあります。

第6条 (通知)

静岡商工会議所は、本サービスに関する通知を、本システム上での掲示、申請者または代行業者が貿易登録に関して入力し、承認を受けたメールアドレスへの電子メールの送信、または FAX 番号への FAX の送信によって行うものとします。通知は、本システム上に掲示または送信されたときに効力が生ずるものとします。

第2章 本サービスの運用に関する事項

第7条 (利用登録)

- 1 利用登録は、申請者または代行業者が、本システムを利用して貿易登録を行い、静岡商工会議所が承認した時点で成立するものとします。
- 2 利用登録は、貿易登録の有効期間内に限り、有効なものとします。

第8条 (管理者 ID およびパスワード)

- 1 静岡商工会議所は、申請者および代行業者に対し、管理者 ID およびパスワードを、静岡商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行します。
- 2 申請者および代行業者は、自らの管理責任により、管理者 ID およびパスワードの漏洩および不正使用がなされないよう厳格に管理するものとします。申請者および代行業者は、管理者 ID またはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに静岡商工会議所に届け出なければなりません。
- 3 申請者および代行業者は、いかなる場合も管理者 ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできません。
- 4 静岡商工会議所は、申請者または代行業者が管理者 ID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者に生じた損害については責任を負いません。静岡商工会議所は、管理者 ID とパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者および代行業者に帰属するものとみなすことができます。
- 5 管理者 ID は、貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとします。ただし、有効期間外であっても、貿易登録の更新、登録情報の参照、パスワードの変更は、行うことができます。

第9条 (ユーザーID およびパスワード)

- 1 静岡商工会議所は、申請者に対し、署名者ごとにユーザーID およびパスワードを、静岡商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行します。
- 2 申請者は、ユーザーID およびパスワードの配付、ならびに署名者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、ユーザーID およびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第3項で禁止する事項がなされないよう厳格に管理するものとします。申請者は、ユーザーID またはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに静岡商工会議所に届け出なければなりません。
- 3 申請者および署名者は、いかなる場合もユーザーID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできません。
- 4 静岡商工会議所は、申請者または署名者がユーザーID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者または代行業者に生じた損害については責任を負いません。静岡商工会議所は、ユーザーID とパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者に帰属するものとみなすことができます。
- 5 ユーザーID は、貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとします。ただし、有効期間外であっても、以下については有効期間内に行った申請作業を継続して利用できるものとします。
 - (1) 承認された原産地証明書等貿易関係書類の証明手数料の決済
 - (2) 交付された原産地証明書等貿易関係書類の印刷
 - (3) 上記のほか、静岡商工会議所が認めるもの
- 6 有効期間内に署名者を追加し、ユーザーID を追加した場合であっても、追加されたユーザーID の利用期間は貿易登録の有効期間に従うものとします。

第10条 (サブID およびパスワード)

- 1 申請者は、申請者の担当者または代行業者の担当者ごとにサブID を付与することができます。
- 2 申請者および代行業者は、サブID およびパスワードの付与、ならびに申請者の担当者および代行業者の担当者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、サブID およびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第3項で禁止する事項がなされないようにします。申請者および代行業者は、サブID およびパスワードの漏洩もしくは不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに静岡商工会議所に届け出なければなりません。
- 3 申請者、署名者および代行業者は、いかなる場合もサブID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできません。
- 4 静岡商工会議所は、申請者、署名者または代行業者がサブID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者または代行業者に生じた損害については責任を負いません。静岡商工会議所は、サブID とパスワードの認証

を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者および代行業者に帰属するものとみなすことができます。

- 5 サブ ID は、申請者および代行業者双方の貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとします。ただし、有効期間外であっても、以下については有効期間内に行った申請作業を継続して利用できるものとします。

- (1) 承認された原産地証明書等貿易関係書類の証明手数料の決済
- (2) 交付された原産地証明書等貿易関係書類の印刷
- (3) 上記のほか、静岡商工会議所が認めるもの

第11条 (本システムの利用料金)

申請者および代行業者は、静岡商工会議所の定めるところにより、本システムの利用料金を遅滞なく支払わなければなりません。

第12条 (本サービスの範囲)

静岡商工会議所は、申請者および代行業者に対し、日商指定の条件下で、申請者または代行業者が管理するパソコン等の端末機器（以下「端末機器」という。）から電気通信回線を経由して日商指定の URL に接続することにより、本サービスを利用することのできる環境を提供します。

第13条 (自己責任の原則)

- 1 申請者および代行業者は、本サービスの利用および本サービス内における一切の行為（情報の登録、閲覧、保管、削除、送信等）ならびにこれらから生じる結果について、一切の責任を負います。
- 2 申請者および代行業者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
- 3 申請者または代行業者がその故意または過失により静岡商工会議所に損害を与えた場合、静岡商工会議所は申請者および代行業者に対して、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4 端末機器から日商指定の URL に接続する電気通信回線は、申請者または代行業者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、静岡商工会議所および日商は一切の責任を負いません。
- 5 申請者および代行業者は、本サービスの利用に関連して入力、提供または伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとします。

第14条 (利用制限)

- 1 申請者および代行業者による本サービスの利用は端末機器から日商指定の URL に接続することにより行われるものとし、端末機器用のアプリケーションを除き、本システムを構成するソフトウェア自体をダウンロードしたり、コピーしたりする等の方法によ

り本システムを構成するソフトウェアを入手することはできません。

- 2 申請者、署名者、代行業者、ならびに申請者および代行業者の担当者は、同一の管理者ID、ユーザーIDまたはサブIDを同時に用いて、複数の端末機器から同時に本サービスを利用することはできません。
- 3 交付された原産地証明書等貿易関係書類は、交付日から14日を超えた場合、利用登録の有効期間に関わりなく、印刷することができなくなります。

第15条 (禁止行為)

申請者および代行業者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 静岡商工会議所、日商または第三者の権利・利益を侵害する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為
- (3) 犯罪行為もしくはこれに類する行為またはそのおそれがある行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 他の利用企業の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (6) 本システムを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- (7) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (8) 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- (9) 第三者の管理者ID、ユーザーID、サブIDまたはパスワードを不正に使用または入手を試みる行為、第三者を装って本サービスを利用しようとする行為
- (10) 管理者ID、ユーザーID、サブIDまたはパスワードを他人に利用させる行為またはそれらに類似する行為
- (11) 他の申請者または代行業者のデータを閲覧、変更、改竄する行為またはそのおそれがある行為
- (12) 前各号のほか、静岡商工会議所が本サービスの利用に不相当と判断した行為

第16条 (利用停止)

- 1 申請者または代行業者が本規約または貿易登録の内容等に違反し、または申請者もしくは代行業者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生していると静岡商工会議所が判断した場合、静岡商工会議所は、当該申請者または代行業者に対する本サービスの提供を停止できるものとします。静岡商工会議所および日商は、本条に基づいてなされた停止によって申請者または代行業者に生じた不利益、損害について責任を負いません。
- 2 前項の場合、静岡商工会議所および日商は、かかる申請者または代行業者の行為により静岡商工会議所または日商が被った損害について、申請者および代行業者に対し賠償を請求することができるものとします。

第17条 （データ管理）

- 1 静岡商工会議所は、本サービスを用いて貿易関係証明を発給するために入力、提供または伝送されたデータ（クレジットカード決済情報を除く）を3年間保存します。
- 2 静岡商工会議所は、申請者および代行業者が利用する情報に関して、本システムを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、復元の義務を負いません。

第18条 （日商による個人情報の取り扱い）

日商は、申請者等情報の個人情報は取り扱わないものとします。

第19条 （静岡商工会議所による情報の管理・利用）

- 1 静岡商工会議所は、本システムに入力されるデータについて、本サービスの提供および統計調査以外の目的では利用しないものとします。
- 2 静岡商工会議所および日商は、リファレンスシステムに表示される情報を除き、本システムに入力されるデータを第三者に開示せず、善良な管理者としての注意をもって機密保持とその管理に努めるものとします。
- 3 静岡商工会議所は、第1項のデータに個人情報が含まれていた場合、個人情報の保護に関する法律および静岡商工会議所の個人情報保護方針に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。
- 4 前2項の規定にかかわらず、申請者および代行業者は、静岡商工会議所および日商が、裁判所、その他の法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示ないし提出を求められた場合は、かかる命令等に従って情報の開示ないし提出をすることがあることを承諾し、かかる開示ないし提出に対して異議を述べないものとします。
- 5 第3項の規定は、貿易登録の有効期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第20条 （サービスレベルおよび保証の制限）

- 1 静岡商工会議所および日商は、別紙1記載の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供します。
- 2 静岡商工会議所および日商は、本システムを構成するソフトウェアにバグ等の瑕疵のないことや、本システムが申請者の特定の利用目的に合致することを保証するものではありません。また、静岡商工会議所および日商は、端末機器において他のソフトウェア等が使用ないし併用された場合の、本システムの正常な動作を保証するものではありません。
- 3 本システムに重要な瑕疵が認められた場合における静岡商工会議所および日商の責任は、商業的に合理的な範囲内において、本システムの修正ないし瑕疵の除去の努力をすることに限られるものとし、ソフトウェアの瑕疵および本システムの欠陥による損害については、一切の責任を負いません。
- 4 本条は、本サービスに関する唯一の保証について述べたものです。

第21条 （本システムの変更）

日商は、本システムの機能追加、改善を目的として、日商の裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、変更前の本システムのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

第22条 （本システムの休止）

- 1 日商は、定時にまたは必要に応じて、以下の場合、本システムを一時的に休止することができるものとします。
 - (1) 本システムの改修、改善、トラブル対応、メンテナンス、バックアップ等の本システムの保守作業を行うとき
 - (2) 日商の設備の保守または工事を行う必要があるとき
 - (3) 日商または他の電気通信事業者の設備の障害などの発生またはその防止のためにやむを得ないとき
- 2 日商は、前項の保守作業を行う場合には、事前に本システム上に掲示することにより、申請者および代行業者に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本システムを休止し、事後速やかに本システム上に掲示することにより、申請者および代行業者に通知するものとします。
- 3 第1項に定めるほか、日商は、第三者による妨害行為等により本システムの継続が申請者または代行業者に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本システムを一時的に休止することができるものとします。
- 4 静岡商工会議所および日商は、本条に基づいてなされた本システムの休止によって申請者または代行業者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第23条 （本システムの廃止）

- 1 本システムの一部または全部を廃止する場合、日商は廃止する1年以上前に、本システム上に掲示することにより、本システムを利用する申請者および代行業者に対して通知を行います。
- 2 静岡商工会議所および日商が予期し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、本システムを廃止する場合において1年以上前の通知が不可能な場合であっても、日商は可能な限り速やかに本システム上に掲示することにより、本サービスを利用する申請者および代行業者に対して通知を行います。
- 3 静岡商工会議所および日商は本システムの廃止の結果について何ら責任を負いません。

第24条 （本サービスの追加、停止、終了）

- 1 静岡商工会議所は、本サービスの安定的な提供を前提に、本サービスの一部を追加することができます。
- 2 静岡商工会議所は、本システムの不具合に起因して、申請者または代行業者に不利益が生じる恐れのある場合、特定のまたはすべての申請者および代行業者に対して、新たな

貿易登録または発給申請を受理せず、本サービスの一部を停止することができるものとします。この場合、静岡商工会議所が適当と判断する手段により、申請者および代行業者に対してその旨を通知するものとします。

- 3 静岡商工会議所は、日商が行う本システムの変更、休止および廃止を含め、本サービスの提供が困難になったと静岡商工会議所が判断した場合だけでなく、そのような事情がなくても静岡商工会議所の独自の判断によって、すべての申請者および代行業者に対して、本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、可能な限り、代替手段を明示したうえで、静岡商工会議所が適当と判断する手段により、申請者および代行業者にその旨を通知するものとします。
- 4 静岡商工会議所は、本サービスの停止または終了によって、申請者または代行業者に生じた不利益、損害について何ら責任を負いません。

第25条 （申請者または代行業者が行う解除）

申請者または代行業者が、貿易登録の有効期間内に、申請者または代行業者自身の都合により本サービスの利用登録を解除しようとする場合は、静岡商工会議所の指定する方法により、その旨を静岡商工会議所に通知するものとします。

第26条 （静岡商工会議所が行う解除）

- 1 静岡商工会議所は、申請者または代行業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申請者および代行業者への催告を要することなく本サービスの利用登録を解除することができるものとします。
 - (1) 静岡商工会議所の事業に支障を与える行為を行った場合
 - (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (4) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
 - (5) 貿易登録の有効期間内に静岡商工会議所の会員資格を喪失するなど、静岡商工会議所が定める条件に該当する場合
 - (6) その他静岡商工会議所が当該申請者または代行業者の利用登録の継続を不相当と判断する相当の理由がある場合
- 2 静岡商工会議所は、申請者または代行業者が本規約または貿易登録の内容等に違反し、もしくは申請者または代行業者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず14日以内にこれを是正しないときは、利用登録の全部または一部を解除することができるものとします。

第3章 その他

第27条 （損害賠償の制限）

- 1 静岡商工会議所および日商は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。静岡商工会議所および日商は、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、申請者または代行業者の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。
- 2 静岡商工会議所および日商は、静岡商工会議所または日商の責めに帰すべき事由によって本サービスに関して申請者または代行業者に損害が生じた場合であっても、いかなる賠償責任も負いません。ただし、静岡商工会議所または日商に故意または重過失がある場合、申請者または代行業者は当該故意または重過失のある者に対し損害賠償請求をすることができます。
- 3 静岡商工会議所および日商が責任を負う場合であっても、申請者または代行業者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊によって生じた損害その他の特別事情による損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負いません。

第28条 （免責）

静岡商工会議所および日商は、以下の損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、感染症、騒乱、暴動、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (2) 日商指定の URL に接続するためのインターネット接続サービスの不具合など申請者または代行業者の接続環境の障害に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (3) 静岡商工会議所が瑕疵なく発給した原産地証明書等貿易関係書類が、通関や信用状決済等において通用しなかったことに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (4) 第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (5) 本システムの提供にあたり日商が第三者から提供を受けているコンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入に起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (6) 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備などへの第三者による不正アクセスもしくはアタックまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (7) 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち日商が製造したものではないソフトウェアおよびデータベースに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (8) 本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち、日商が製造したものではないハードウェアに起因して申請者または代行業者に生じた損害
- (9) 本システムの提供にあたり用いられている第三者が提供するサービスに起因して申請者または代行業者に生じた損害

(10) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分に起因して申請者または代行業者に生じた損害

(11) その他静岡商工会議所および日商の責めに帰すべからざる事由に起因して申請者または代行業者に生じた損害

第29条 (契約終了後の処理)

申請者および代行業者は、理由の如何を問わず利用登録が終了した場合、第8条第5項ただし書、第9条第5項ただし書、および第10条第5項ただし書に定める利用を除き、ただちに本システムの利用を終了します。

第30条 (権利義務譲渡の禁止)

申請者および代行業者は、静岡商工会議所による書面での同意を得ない限り、本規約における契約上の地位を第三者に承継させ、または本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

第31条 (協議)

本規約の解釈について当事者間に異議疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第32条 (準拠法および裁判管轄)

本規約および利用登録に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または静岡商工会議所が所在する都道府県の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 この規約は2020年9月16日から施行する。

附則 この規約は2021年8月25日に改正し、2021年9月21日から施行する。

附則 この規約は2021年12月23日に改正し、2022年1月18日から施行する。

[別紙 1] 貿易関係証明オンライン発給サービス運用の概要

| サービス項目 | | サービスレベル | 内容 |
|--------|--|---|---|
| ネットワーク | 通信回線 | 0.01%以下 | 不具合発生時の停止時間割合 |
| | 帯域保証 | ベストエフォート | 40Gbps の範囲内でベストエフォート |
| | 障害管理 | FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-0 のサービスレベルに準拠 | FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-0 提供機器（ファイアウォール等）によりクラウドサービス基盤に対する脆弱性診断やモニタリングなどの情報セキュリティ対策を 24 時間 365 日体制で運用 |
| | 通信監視 (ファイアウォール) | FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-0 のサービスレベルに準拠 | ファイアウォールにより 24 時間 365 日で不正アクセスとマルウェアをモニタリング |
| | 保守対応 | FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-0 のサービスレベルに準拠 | 24 時間 365 日体制 |
| サーバ機器 | ハードウェア保守 注：FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud-0 準拠 | 故障率 0.01%以下 | ハードウェア故障が発生する時間の割合 |
| | | 復旧時間 1 時間以内 | ハードウェア故障発生時から復旧までの時間 |
| | | 月間稼働率 99.99%以上 | ハードウェアが故障無しに稼働する時間の割合 |
| | ウィルス対策 | 1 分以内 | ウィルス検知から通知するまでの時間 |
| | | 復旧時間 24 時間以内 | ウィルス検知から復旧するまでの時間 |
| | ファイアウォール | - | インフラ対応の為、サーバ機器では実施無し |
| ソフトウェア | 不具合発生件数 | 3 件/年以下 | システム停止を伴うものの発生件数 |
| | | 復旧時間 2 時間以内 | 不具合発生時から復旧までの時間 |
| | ソフトウェア稼働率 | 99.9%以上 | ソフトウェアが停止せずに稼働している割合 |
| システム全体 | 稼働率 | 99.9% | (総稼働時間－システム停止時間) ÷ 総稼働時間で算出する。 ※本規約第 22 条に規定する休止時間は含まないものとする |

| | | |
|----------|------------|---|
| サービス提供時間 | システム稼働時間 | 土日祝日年末年始を除く 8:30~17:30 |
| | 運用・保守時間 | ネットワークおよびサーバ機器：24 時間 365 日 上記以外：土日祝日年末年始を除く 9:30~17:30 |
| | 問合せ対応時間 | ※商工会議所によって異なる。 |
| | 緊急時対応時間 | 24 時間 365 日 |
| 作業通知 | 事前停止連絡 | 静岡商工会議所より通知 |
| | 緊急時停止連絡 | 静岡商工会議所より通知 |
| セキュリティ | データ暗号化 | 通信については、SSL にて暗号化を行っています。 ※データはサーバで暗号化されています。 |
| データ保全 | バックアップ | 毎日実施（「CCIBackup」サービスによる遠隔バックアップ） |
| | バックアップ保管期間 | データバックアップは1週間。ログ情報は最大1年間 |